

広島県告示第百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和三年三月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

山県郡北広島町中原字馬ノ城一〇一七四、一〇一八〇の一、一〇一八二の一、一〇一八四、一〇一八五の二、一〇一八六、一〇一八八から一〇一九〇まで、一〇一九二、一〇一九五、一〇一九七の一、一〇一九七の二、一〇一九八、一〇一九九、一〇二〇六、字沖縄手一九六七、一九六九の一、一九六九の二

二 指定の目的

水源の涵養^{かんよう}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

(「次とのおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。)